

平成23年10月24日

財団法人
大阪民間社会福祉事業従事者共済会
理事長 高岡 國士 様

財団法人
大阪民間社会福祉事業従事者共済会
福利厚生事業運営委員会
委員長 伊山 喜二

答 申 書

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会 福利厚生事業運営委員会は、平成23年7月29日に諮問された「公益目的財産額についての検討」において、「運用財産積立金のあり方」等について、4回の委員会を開催し、検討を行ってまいりました。

このたび、一部検討結果がまとまりましたので、下記の通り答申します。

記

「運用財産積立金のあり方」については、平成15年4月の制度改正において、退職金にかかる掛金と福利厚生・事務費掛金との掛金区分を明確化（分別管理）によりまして、福利厚生・事務費掛金の余剰金は、一般給付金の資金、生活資金の貸付資金及び事業の運営資金等に充てるための資金として、毎年運用財産積立金に積立ててまいりました。

その運用財産積立金が、平成22年度決算において約14億9千万円となっていることから、新たに会員の利益に帰する事業が実施できないかを議論致しました。

本会では、従前より福利厚生事業で「永年会員に対する記念品贈呈」事業を実施しており、共済会会員として25年・35年在会者に対し、その労に少しでも報いるため記念品を贈呈しております。しかしながら、記念品をうけるには、35年、25年と加入から贈呈までの期間が長くなっており、会員全体から見れば、贈呈対象者の割合が極めて少ない状況です。

一方、本会の退職者の平均在会期間は、4年7ヶ月（平成22年度実績）となっており、従事者の定着率改善が望まれます。

そのため、25年在会者の前に15年在会者を導入することにより、贈呈対象者を広げ、対象者の割合バランスをより適正化することにより、当該記念品贈呈制度が従事者の定着率改善に、より一層寄与することができるものと考えます。

また、試算によれば、制度改正当初は、15年在会者全員を対象とするため、3億円の運用財産積立金の取崩が必要となりますが、次年度以降は、15年の到達者だけになりますので、予算編成（4千万円程度の増額）の上、当該年度の福利厚生掛金で賄うことができます。

以上の理由により、本委員会は、「運用財産積立金のあり方」の一つとして、「永年会員に対する記念品贈呈」事業の資格要件に、「共済会会員として通期で15年に達した者」を追加し、記念品の額を「50,000円」とすることを答申いたします。